

# 広神東小学校いじめ防止基本方針（R5改）

魚沼市立広神東小学校

## 1 基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるという認識を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で指導や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを目指すことである。
- (3) そのことを踏まえて、広神東小学校におけるいじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して取り組む。
- (4) また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童自身が十分に理解できるように取り組む。
- (5) 加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全職員、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して取り組む。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) いじめについての共通理解

- ① 職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、庶務員や調理員、司書補助など市職員にも共通理解を図る。
- ② 全校朝会や学年朝会、学級活動などで、時期をとらえながらいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③ 年度当初の生徒指導において、何がいじめなのかを具体的に列挙して理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」「学校はいじめられた側の児童を守る」等について指導する。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

#### ① 社会性の育成

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動などの推進により、児童の社会性を育む。また、多くの大人や地域の方との交流体験を通して実社会にも目を向けられるようにする。

#### ② 互いの人格を尊重する態度の育成

道徳教育や学級活動等で日常の生活場面や児童の声をとりあげ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

### ③ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の育成

人間はものごとの見方や感じ方、考え方には相違があることが前提であり、授業をはじめとするあらゆる教育活動を通して、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していくためのコミュニケーション能力の育成を図る。

また、自分の言動が集団や相手に対しどのような影響を与えるかを判断して適切に行行動できる力を育成する。

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

### ① ストレスを生まない指導とストレスへの対処

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かる授業づくりに努める。また、QU調査や日常の観察、情報交換等をとおして、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が認められ活躍できる集団づくりを進めていく。

ストレスを感じた場合に、それを相手や他人にぶつけるのではなく、誰かに相談したり、適切に発散したりするなど、学級指導をとおしてストレスに対処できる力を育成する。

### ② 指導上の注意

教職員にあっては、自身の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。教職員による誤った認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたりはやし立てたりする児童を容認し、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることがある。また、障害について、適切に理解した上で、児童への指導にあたる。

## (4) 自己有用感や自己肯定感の育成

### ① 他者の役に立つ活動の推進

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

その際、家庭はもとより地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

### ② 学校間の連携

社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携しながら取り組むようにする。

## (5) 児童自らの取組

### ① 児童の学び

児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、道徳や特別活動を通して

いじめの防止を訴えるような取組を推進する。また、県が推進する「いじめ見逃しゼロスクール運動」にも積極的に取り組み、児童会が主催する「いじめ見逃しゼロスクール集会」も、児童自らがいじめの問題について学ぶ機会とし、いじめ根絶宣言や相談箱の設置など自主的な取組を推奨する。

## ② 指導上の注意

児童会等の取組は、児童自らが進んで取り組むことに価値がある。熱心さのあまり教職員主導で児童がやらされているだけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりしないよう注意する。教職員は児童が主体的に参加できる活動になっているかチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや定点観察、信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### (1) 早期発見の取組

いじめを早期に発見し実態を把握するために、学校生活アンケート調査を行い、回答から気になる子について聞き取りを行う。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や給食時間、清掃時間、放課後等における児童同士の雑談や行動の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。また、教科指導のノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、これらにより集まつたいじめに関する情報や児童の気になる様子については、教職員全体で共有し、実態把握に努める。

### (2) 相談体制の整備

児童およびその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、教職員は日頃から児童・保護者との信頼関係づくりに努める。また、市教育委員会・人権擁護委員会・県教育センター等の相談窓口の紹介に努め、学校以外にも相談できることを周知する。

児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなどについて、アンケート等を通じて定期的に体制を点検する。

#### 4 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で対応せず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携しながら対応にあたる。

##### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

###### ① 初期対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、まずその場でその行為を止めさせる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確実な関わりをもち、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、市教育委員会の指導の下、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

###### ② 組織対応

発見・通報を受けた教職員は一人で判断せず、学年主任、生活指導主任へ報告し、「不登校・いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

##### (2) 被害児童又はその保護者への支援

###### ① 事実確認

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、本人にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

###### ② 家庭連絡

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去し、全校体制で児童の見守りを行うなど被害児童の安全を確保する。

###### ③ 支援体制

被害児童にとって信頼できる友人や教職員と連携し、被害児童に寄り添える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家など外部の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

### (3) 加害児童への指導又はその保護者への助言

#### ① 事実確認

加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### ② 家庭連絡

事実関係を聴取し、いじめが確認できた場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### ③ 加害児童への指導

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

#### ④ 児童への懲戒と留意点

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

#### ① 集団への指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、集団全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

#### ② 集団の改善

いじめの解決は、加害児童による被害性に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) ネット上のいじめへの対応

#### ① 初期対応

ネット上の不適切な書き込み等については、ネットパトロールとの連携のもとで

早期発見に努め、被害の拡大を避けるため、印刷をした上で直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ② 情報モラル教育

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメール、LINE等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、道徳、学級活動の時間等において、情報モラル教育を進める。また、保護者にも情報を提供したり学習機会を設けたりして、これらについての理解を求め、適切に情報端末機器を管理してもらう。

## ③ 関係機関との相談体制

児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局の人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。

# (6) いじめ類似行為への対応

## ① 初期対応

インターネットや紙などに書かれた悪口について、当該児童が知らずにいるような場合はいじめ類似行為となり、「いじめ」に値する。（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より）よって、発見した時点で速やかに必要な処置を講ずる。

## ② 事実確認

加害児童からも事実関係の聴取を複数の教職員で行い、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## ③ 家庭連絡

事実関係を聴取し、いじめが確認できた場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

# 5 その他の留意事項

## (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が共通理解と共通行動で取り組む体制を確立することが重要である。児童の相談や訴えはもとより、児童が示すわずかなサインや気になる言動は、その情報が生活指導主任、教頭、校長へ伝わるよう、日頃から「報告・連絡・相談」体制を確立する。

いじめの問題等に関する事実や指導の記録は、担当者から教頭に集約し、保存する。また、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできるように整える。

いじめ問題の対応にあたっては、必要に応じて心理や福祉の専門家、医師、教員・

警察官経験者など外部専門家等に参加を依頼しながら対応し、より実効的ないじめ問題の解決となるようにする。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施においては、保護者、地域住民などの参画を得ながら推進していく。

## (2) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を、職員研修計画に位置付けて実施する。また、日ごろから職員会議や終会等に児童の情報交換会を位置付け、情報共有に努める。

## (3) 地域や家庭との連携

学校基本方針やいじめ問題の重要性について、保護者や地域に対して理解を得るよう機会をとらえて説明したり広報したりするよう努め、緊密な連携協力を図る。

また、PTA 役員会や学校運営協議会、民生児童委員、地域学校協働本部等において、いじめ問題の実態を伝え、保護者地域と連携した対策を推進できるようにする。

### 【いじめ防止等の対策ための組織】

#### 1 「不登校・いじめ対策委員会」

- (1) 広神東小学校では、いじめ防止等の対策のための校内組織を「不登校・いじめ対策委員会」が担う。
- (2) 構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生活指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとする。問題が発生した場合は、当該学級担任や学年部職員が加わる。
- (3) 「不登校・いじめ対策委員会」のほかに「生徒指導部会」を置き、日々の児童の生活状況や取組状況について把握する。
- (4) 広神中学校区の校長会や教頭会で生徒指導上の情報を交流し合う。

#### 2 重大事案への対応

- (1) 重大事案が起きた場合の対応については、必要に応じ「不登校・いじめ対策委員会」にPTA 会長や学校支援地域本部委員長、心理・福祉の外部専門家等を加える。
- (2) 重大事案が起きた場合には、市教育委員会や警察と緊密な連絡を取り、組織的な対応を行う。

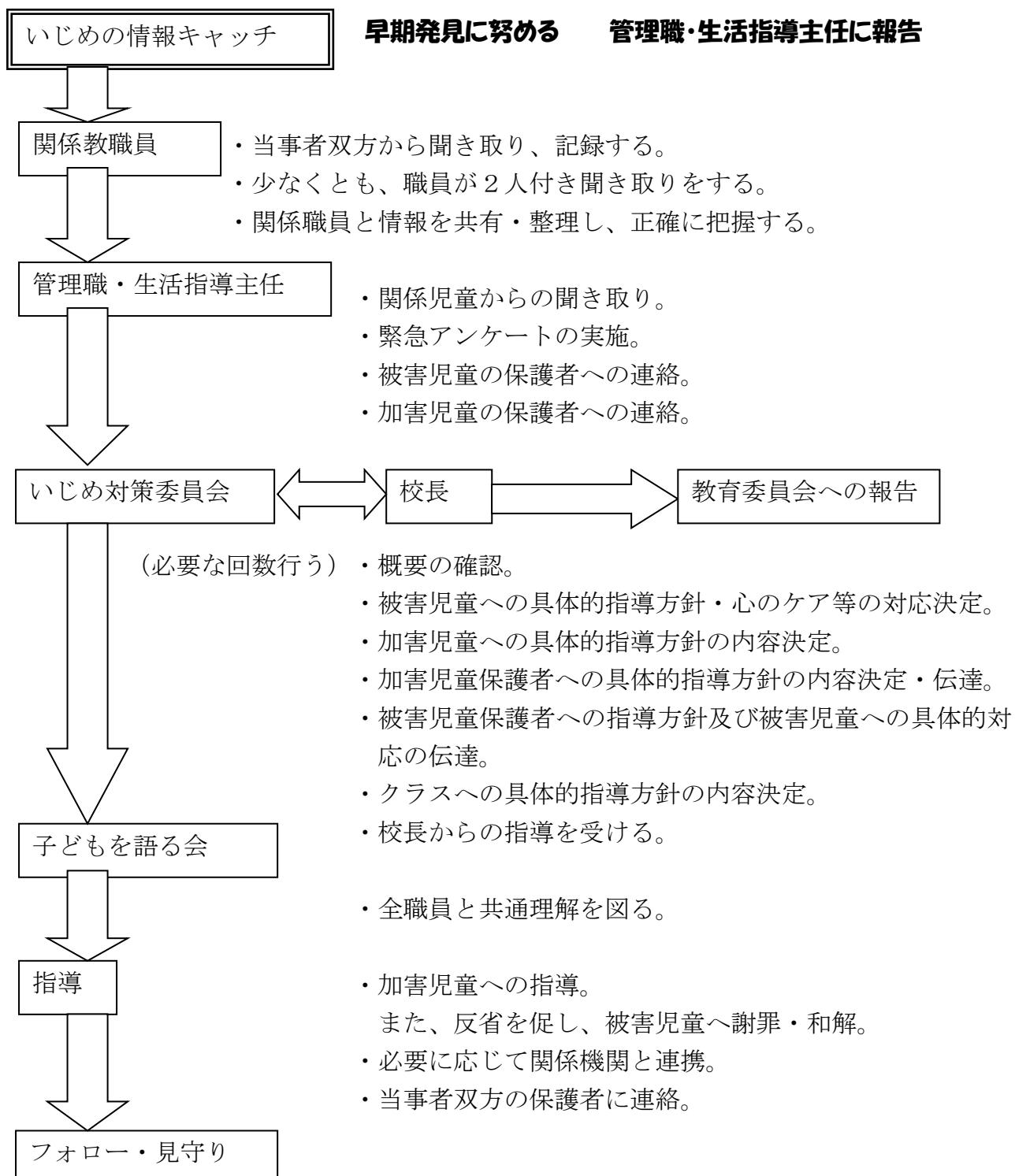
2014年5月15日制定

(2020年3月一部改訂)

(2021年1月一部改訂)

(令和5年3月一部改訂)

## いじめ認知とその対応について(フローチャート)



- 被害児童に対する心理的・物理的影响を与える行為が止んでいる状態が3カ月続くまで指導は継続。**(いじめの解消)**→3カ月後に被害児童と保護者に確認する。その間、被害児童保護者への定期的な連絡を忘れない。